

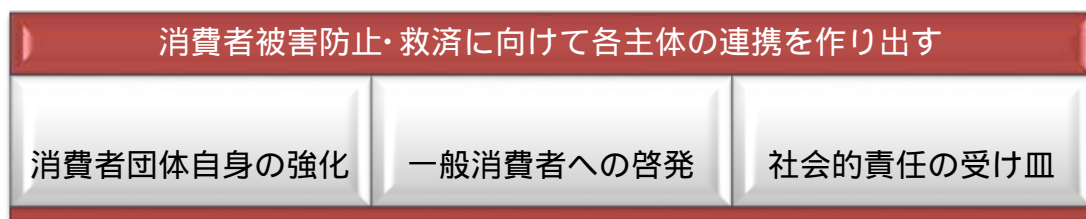
## 官民連携の具体的なアイデアについて

### 1. 幅広い連携によって消費者被害の防止・救済を進めていくために

「消費者被害防止救済基金」の立ち上げに向けて準備を進めています。

長い運動の末 2013年に成立した消費者裁判特例法がいよいよ今年10月から施行されます。消費者被害の防止・救済に向けて、この制度を効果的に機能させていくことが必要ですが、特定適格団体の財政基盤の脆弱性など多くの課題を抱えている現状です。全国消費者団体連絡会ではこのような状況を受けて「消費者被害防止救済基金」を新たに立ち上げる準備を進めています。(資料1は基本スキーム(10月理事会より)、資料2はロードマップ(12月理事会より))

消費者被害防止・救済に向けた連携の核とするべく、3つの取り組みを同時並行で進めます。



消費者団体自身の強化；消費者裁判特例法の施行に向けて準備することはもちろんですが、消費者からの相談を消費者団体自身が直接受ける体制を維持することによって、消費者団体自身の感度を磨いていくことが必要です。(そのために差止め訴訟や被害回復訴訟だけでなく、相談業務やADRも支援対象に加えています。)

一般消費者への啓発；広く一般消費者によって支えられる状態を創ることは、募金金額の大小に関わらず消費者運動の組織課題そのものと言えます。一般消費者に向けて金銭支援を呼びかけるためには、消費者被害の実態や拡大防止・被害回復の必要性等について、理解し易く、かつ興味関心を持ってもらえるように伝えていかなければなりません。中期的スパンで展望した上で、粘り強く取り組みます。

社会的責任の受け皿づくり；消費者被害の防止・救済は公益であり、行政や事業者(団体)からの支援もあり得ると考えています。信頼性の高い受け皿を設けることで、様々な主体からの協力を引き出していきたいと思います。

### 2. 問題の市民社会的解決について検討を試みました。

法規制や行政介入には馴染まず、しかし個人の問題として放置されるべきでない領域があります。そんな問題の扱い方について、2015年度は「減塩」を事例にいくつかの試みを行いました。10月の第3回運営会議では食品メーカーや地方自治体の参加を得てミニシンポを開催(資料3)また11月に実施した消費者意識調査の中でも取り上げました。

### 3. マルチステークホルダー会議の活用に向けて。

「社会的責任に関する円卓会議」は消費者行政推進基本計画の中に記述され2009年に設置されたもの。国民本位の行政を目指す施策として消費者行政と双子の関係にあり、全国消団連も当初から関わってきました。残念ながら十分に機能していない現状にありますが、この枠組みの重要性については報告書にある通り認識しています。

消費者団体も「消費者セクター形成」を一つの課題としながら未だ実体を作り得ていませんが、他のセクターも概ね同様な状況と思います。多様な主体の連携による問題解決が益々重要になるとしたら、政府には、政策立案にマルチステークホルダー会議を積極的に活用することによって、各セクター形成を促す姿勢を期待したいと思います。

以上

(資料1) 10月理事会「基金スキーム案」

1. 適用対象

消費者団体が取り組む消費者被害回復等に関連する事業を支援します。

- (1) 適格消費者団体が取り組む差止請求訴訟の費用援助
- (2) 特定適格消費者団体が取り組む被害回復訴訟に要する費用の貸付(免除制度含む)
- (3) 消費者団体が自主的に営む消費者相談事業の費用援助
- (4) 消費者団体によるADRの運営費用援助

2. 財源 ~多様な財源の確保~

運用益ではなく、寄付を集め続けます。薄く広く寄付を集め続けるために、理解を広げ続ける取り組みが必要になります。

- (1) 消費者・消費者団体からの寄付の可能性
- (2) 事業者団体からの寄付の可能性
- (3) 公的機関からの寄付
- (4) 休眠口座の活用 全国消団連が資金分配団体となることの可能性
- (5) その他

3. 運営

(1) 全国消団連 = 運営主体(兼事務局)

定款4条(事業)に該当する内容を加えた上で、一般社団法人全国消団連を運営主体とします。全国消団連は非営利型一般社団であり非課税の事業として行うことができます。(しかし、公益社団法人ではありませんので寄附控除は得られません)

全国消団連事務局は入出金等の管理、運営委員会事務局業務を担います。

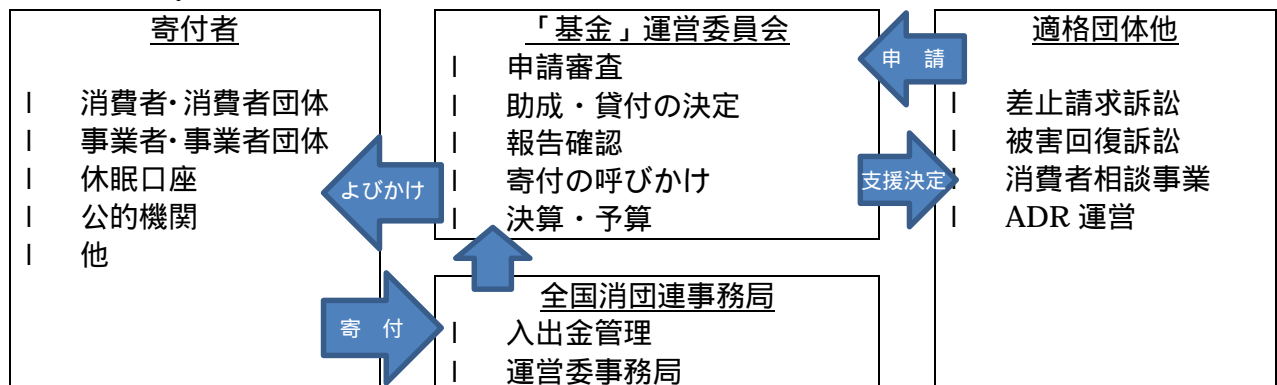
(2) 運営委員会

利益相反の恐れ等を避け、公正な運営を期すため、全国消団連の機関とは別に運営委員会を設けます。現行の「専門委員会等運営規則」よりも第三者性と独立性を強めた内容で、特別の運営規則を設けます。

【主な役割】申請審査、助成・貸付の要否及びその額の決定、事業報告の確認、寄付の呼びかけ、決算・予算の確認、他

【構成想定】第三者性を確保しつつ、なるべく幅広い関与を追求。(例えば、休眠預金口座活用の指定活用団体から、民法学識者、民事訴訟法学識者、弁護士、消費者庁、消費者団体など)

(スキーム図)



(資料2) 12月理事会「当面のロードマップ」

		受け皿準備	運営体制準備	3ラインで当面の準備を進行
2016 2月	2月理事会	定款変更内容検討		
3月		(公証役場)		
4月	4月理事会	定款変更議案確定		
5月	全国消団連総会	定款変更議決 登記		
6月	6月理事会		「準備委」組織	
7月			「運営規則」検討	
8月	8月理事会		「申請要領」検討 「審査指針」検討	
9月				
10月	10/1 制度施行 10月理事会	「基金」設置宣言	「運営委」設置や 規則等の議決	
11月	全国消団連 60 周年記念シンポ			
12月	12月理事会		入金受付事務開始	
2017 1月				
2月	2月理事会			
3月				
4月	4月理事会		申請受付事務開始	